

平成29年12月27日開催

調 査

経済福祉常任委員会資料

○調査事件7 福島町小規模企業振興基本条例の制定について

産業課（商工観光係）

調査事件 7

福島町小規模企業振興基本条例の制定について

1 経緯について

国において、平成26年に「小規模企業振興基本法」が制定されたことを受け、当町においても、小規模企業の占める割合が大きいことから小規模企業者に配慮しつつ支援を目的とした新たな条例を制定するものであります。

2 目的について

福島町が今後も住み続けられるまちであり続けるため、私たちの暮らしを支える企業活動が持続的に維持されることが必要であります。

このようなことから、地域経済の発展と社会の維持に果たす、小規模企業の役割の重要性に鑑み、小規模企業の振興に関する基本理念を定め、福島町の責務を明らかにするとともに、小規模企業の持続的発展、地域経済の活性化、町民生活の向上を目的とし条例を制定するものであります。

3 福島町の商工業について（平成28年11月1日現在）

産業分類	商工業者数	会員数	備考
建設業	34	29	
製造業	20	18	
卸売業	2	2	
小売業	54	41	
飲食店	22	17	
宿泊業	6	4	
専門サービス業	3	1	
生活関連サービス業	27	16	
娯楽業	2	1	
教育・学習支援	6	0	
医療・福祉	3	3	
複合サービス業	6	3	
分類されないサービス業	19	10	
農林。漁業	2	0	
漁業	1	0	
鉱業	1	1	

産業分類	商工業者数	会員数	備考
金融・保険業	3	2	
不動産・賃貸業	12	4	
電気・ガス	1	1	
運輸・通信業	3	2	
合計	227	155	

(資料：福島町商工会)

4 制定する条例の内容について

- (1) 第1条は、条例制定の目的を規定しております。
- (2) 第2条は、条例に掲げる用語の意義を定めております。
- (3) 第3条は、小規模企業者の成長と発展、事業の持続的な発展のための基本的理念を規定しております。
- (4) 第4条から第7条は、町、小規模企業者、商工会、金融機関それぞれの役割について規定しております。
- (5) 第8条は、小規模企業の振興のための基本的な施策について、規定しております。
- (6) 第9条は、町の総合計画とのかかわりと財政措置について、規定しております。

5 小規模企業者とは

中小企業法第2条第5項により、小規模企業者とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人)以下の事業者となっております。

6 小規模企業者を支援する具体策

平成28年度に制定した、福島町がんばる地元企業等応援条例及び福島町人財育成支援事業補助金の積極的な活用により支援してまいります。

7 施行期日について

この条例は、公布の日から施行いたします。

福島町小規模企業振興基本条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、地域経済の発展と社会の維持に果たす小規模企業の役割の重要性に鑑み、福島町の小規模企業の振興に関し、基本理念その他の基本となる事項を定めるとともに、福島町(以下「町」という。)の責務等を明らかにすることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的、かつ、計画的に推進し、もって小規模企業の成長発展及びその事業の持続的発展並びに地域経済の活性化及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する事業者であつて、町内に事務所若しくは事業所又は住所を有するものをいう。
- (2) 商工会 商工会法(昭和35年法律第89号)の規定に基づく福島町商工会をいう。
- (3) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業で福島町に住所を有するものをいう。

（基本理念）

第3条 小規模企業の振興は、小規模企業者の成長発展及びその事業の持続的発展が図られることを旨として行われなければならない。

- 2 小規模企業の振興は、小規模企業者の経営の向上及び改善に対する主体的な努力の促進を基本として行われなければならない。
- 3 小規模企業の振興は、小規模企業者が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下に行われなければならない。
- 4 小規模企業の振興は、町、国、北海道、小規模企業者、商工会等が連携するとともに、町民が協力することを基本として行われなければならない。
- 5 小規模企業の振興は、小規模企業者の経営資源の確保が困難であることに鑑み、その経営の規模及び形態に応じ、十分な配慮がなされることを基本として行われなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、小規模企業の振興に関する施策を総合的、かつ、計画的に策定し、実施するものとする。

（小規模企業者の役割）

第5条 小規模企業者は、基本理念に基づき、主体的に経営の向上及び改善を図るよう努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興に資するよう努めるものとする。

- 2 小規模企業者は、他の小規模企業者又は町内の多様な主体と連携するよう努めるものとする。
- 3 小規模企業者は、商工会の加入に努めるものとする。

(商工会の役割)

第6条 商工会は、基本理念に基づき、小規模企業者の経営の向上及び改善に資するため、相互に連携を図りながら協力することにより、小規模企業者に対して積極的な支援を行うよう努めるものとする。

(金融機関の協力)

第7条 金融機関は、基本理念に基づき、小規模企業者の経営努力を支援するよう努めるとともに、町が実施する小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第8条 町は、小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 小規模企業者の経営基盤の強化及び企業基盤を町内に維持しつつ行う新たな事業展開への支援に関すること。
- (2) 小規模企業者の事業継承及び創業促進に関すること。
- (3) 小規模企業者の人材の確保及び育成のため福島町人財育成支援事業補助金交付要綱（平成28年要綱第14号）の活用に関すること。
- (4) 小規模企業者と小規模企業者以外の者との連携促進に関すること。
- (5) 小規模企業者に対する福島町がんばる地元企業等応援条例（平成28年条例第28号）の活用に関すること。
- (6) 小規模企業者に関する調査及び情報の収集、提供等に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、小規模企業の振興に関する必要な事項（財政上の措置）

第9条 町は、福島町総合計画において、小規模企業の振興に関する施策を実施する計画を策定し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。